

資 料

男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
東御市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・	5 4
男女共同参画に関する国内外の動き・・・・・・・・	5 8
東御市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・	6 3

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共

同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、

男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)(のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。))を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を

有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の

決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じ

て、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(以下 略)

東御市男女共同参画推進条例

(平成21年12月21日 条例第21号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 男女共同参画の推進に関する施策(第11条—第17条)

第3章 東御市男女共同参画審議会(第18条—第23条)

第4章 補則(第24条)

附則

前文

日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の理念に基づき、東御市では、男女共同参画に関する意識の醸成、社会のあらゆる場における男女共同参画の促進及びその環境づくり等に、関係団体等と連携しながら積極的に取り組みを進め、地域社会において、男女共同参画推進に対する意識が徐々に高まってきました。しかしながら、依然として性別による役割分担を固定的に分ける考え方やそれに基づく社会慣行が存在し、なお一層の男女共同参画社会の実現のための努力が必要です。

これらの状況を踏まえて東御市は、男女共同参画社会の実現を市の最重要課題の一つに掲げ、家庭、地域、職場、教育の場等の社会のあらゆる場においてだれもが協力してこれを推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、地域団体(区その他の地域社会における活動を行う団体等をいう。以下同じ。)、事業者及び教育関係者(学校教育、社会教育その他の教育に関わる者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に

関する施策の実施について基本的な事項を定め、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 性別による固定的な役割分担 個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることのないこと。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (3) 家庭、地域、職場、教育の場等の社会のあらゆる場(以下「社会のあらゆる場」という。)で男女の人権が尊重され、男女共同参画について学ぶことができるよう配慮されること。

- (4) 家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動に共同して参画し、その役割が果たされること。
- (5) 市における政策又は社会のあらゆる場における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、地域、職場その他の活動に共同して参画し、家庭生活と両立して活動できるよう支援されること。
- (7) 妊娠及び出産という女性の身体的特質に配慮がなされ、男女が共に生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (8) 国際社会における動向を理解し、これと協調の下に推進されること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、当該施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、地域団体、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)と協働するよう努めるものとする。
- 3 市は、自らが積極的改善措置を推進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる場において男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的かつ主体的に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

- 第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、その構

成員の性別による固定的な役割分担を解消し、その運営並びに活動に関する方針の立案及び決定に、その構成する男女が共同して参画できる体制及び男女が共同して能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 地域団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画できる体制及び職場における活動と家庭生活その他の活動とを両立していくことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

- 第8条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止等)

- 第9条 すべての人は、社会のあらゆる場において、次に掲げる性別による人権侵害行為を行ってはならない。
- (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
 - (3) 性的な言動その他性的な嫌がらせにより周りの者を不快にし、又はその生活環境及び就業環境を害する行為

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第10条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的役割分担並びに男女間における暴力的行為及び性的嫌がらせを助長し、又は連想させる表現並びに過度な性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(基本計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するとき又は変更するときは、市民等の意見を聴くとともに、第18条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(積極的改善措置)

- 第12条 市長は、社会のあらゆる場における活動に参画する機会において、男女間に格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(実施状況等の公表)

- 第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(調査研究)

- 第14条 市長は、男女共同参画の推進に必要な調査、研究並びに情報の収集及び整備を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

- 第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められる行為等に関し、市民から相談があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

(市民団体等の自主的な活動への支援)

- 第16条 市長は、市民団体等と連携を図り、男女共同参画の推進に関する活動に必要な情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第17条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

第3章 東御市男女共同参画審議会

(設置)

- 第18条 男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画に関する必要な事項を調査審議するため、東御市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議等を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第19条 審議会は、委員12人以内で組織し、市民、関係団体に属する者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

- 第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 補則

(補則)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により現に策定されている東御市男女共同参画プランは、第11条の規定による基本計画が策定されるまでの間は、同条の規定により定められた基本計画とみなす。

(以下 略)

男女共同参画に関する国内外の動き

	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	東御市の動き
1975 年 (S50)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部 設置 婦人問題企画推進会議 開催		
1977 年 (S52)		「国内行動計画」策定	社会部労政課に福祉婦 人係設置 長野県婦人問題協議会 設置	
1978 年 (S53)			長野県婦人問題県民会 議設立	
1979 年 (S54)	国連総会において「女 子差別撤廃条約」採択			
1980 年 (S55)			「長野県婦人行動計画」 (昭和 55～60 年度)策 定 労政課に婦人係設置	
1981 年 (S56)		「国内行動計画後期重 点目標」策定	社会部青少年家庭課に 婦人室設置	東部町女性団体連絡協 議会設立(8 月)
1984 年 (S59)			長野県婦人総合センタ ー設置(全国 5 番目)	
1985 年 (S60)	「国連婦人の十年」ナイ ロビ世界会議開催 「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略」 採択	「女子差別撤廃条約」批 准 「男女雇用機会均等法」 公布 「国籍法」改正(父系主 義から父母両系主義 に)		
1986 年 (S61)		婦人問題企画推進本部 の拡充(構成を全省庁 に拡大)	「新長野県婦人行動計 画」(昭和 61～平成 2 年 度)策定	
1987 年 (S62)		「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策 定		
1990 年 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略 に関する第 1 回見直し と評価に伴う勧告及び 結論」採択			

	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	東御市の動き
1991 年 (H3)		「育児休業法」公布	「さわやか信州女性プラン」(平成 3～7 年度)策定	社会教育課生涯学習係に女性の窓口担当配置(旧東部町)
1992 年 (H4)			「婦人室」「婦人総合センター」「婦人問題協議会」を「女性室」「女性総合センター」「女性行政推進協議会」に名称変更 「婦人問題県民会議」を「女性問題県民会議」に改称	
1993 年 (H5)				女性問題懇話会の発足(11 月～平成 6 年 10 月、旧東部町)
1994 年 (H6)		男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置		
1995 年 (H7)	第 4 回世界女性会議(北京):平等・開発・平和のための行動 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		とうぶ女性プラン策定委員会(4 月～平成 8 年 3 月、旧東部町)
1996 年 (H8)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「信州女性プラン 21」(平成 8～12 年度)策定 女性プラン推進委員会、地域女性コミュニケーションター設置	「サンテラスとうぶ女性プラン」策定(2 月) 「男女共同参画のまちづくり宣言」(2 月、旧東部町) とうぶ女性プラン推進会議発足(7 月)
1997 年 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	社会部に女性課設置	
1998 年 (H10)				女性係設置(旧東部町)
1999 年 (H11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)		

	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	東御市の動き
2000 年 (H12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨ ーク) 「成果文書」「政治宣言」 採択	「ストーカー規制法」施 行 「男女共同参画基本計 画」策定	女性総合センターの愛 称を“あいとぴあ”に決 定(一般公募による) 男女共同参画推進委員 会設置	
2001 年 (H13)		内閣府に男女共同参画 局、男女共同参画会議 設置 「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」施行 第 1 回男女共同参画週 間 閣議決定「仕事と子育 ての両立支援策の方針 について」	長野県男女共同参画計 画「パートナーシップな がの 21」(平成 13～17 年度)策定 女性行政推進協議会を 改組し男女共同参画推 進本部を設置 社会部女性課を男女共 同参画課に名称変更 女性総合センターを男 女共同参画センターに 名称変更	「とうぶ女性プラン後期計 画」策定(12 月)
2002 年 (H14)		アフガニスタンの女性 支援に関する懇談会開 催	「長野県男女共同参画 社会づくり条例」公布 男女共同参画課を社会 部から企画局に移管	「とうぶ女性プラン推進会 議」が「とうぶ男女共同 参画推進会議」に名称 変更、 (3 月)「パートナーシッ プみまき」発足 女性係を男女共生係に 名称変更(旧東部町)
2003 年 (H15)		男女共同参画推進本部 決定「女性のチャレンジ 支援策の推進について」 「次世代育成支援対策 推進法」公布・施行	男女共同参画審議会、 男女共同参画推進指導 委員設置	「北御牧村男女共同参画 社会づくり条例」制定(3 月)
2004 年 (H16)		「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」改正及 び同法に基づく基本方 針策定	男女共同参画課を社会 部人権尊重推進課と統 合、企画局にユマニテ ・人権尊重課を設置 男女共同参画センター を「配偶者暴力相談支 援センター」に指定	東御市発足(4 月) 東御市男女共同参画推 進会議発足
2005 年 (H17)	第 49 回国連婦人の地 位委員会、通称「北京 +10」世界閣僚級会合 を開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計 画(第 2 次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支 援プラン」策定		東御市男女共同参画プ ラン策定委員会設置(2 月～平成 18 年 3 月)

	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	東御市の動き
2006 年 (H18)		男女共同参画推進本部 決定「国の審議会等 における女性委員の登 用の促進について」 「男女雇用機会均等法」 改正	男女共同参画センタ ーに指定管理者制度を導 入 人権・男女共同参画課 に名称変更 「第2次長野県男女共 同参画計画」策定	「東御市男女共同参画プ ラン」策定(3月) 東御市男女共同参画プ ラン推進委員会設置(12 月)
2007 年 (H19)		「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワ ーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活 の調和推進のための行 動計画」策定	「長野県男女共同参画 社会づくり条例」改正	東御市男女共同参画推 進に関する条例策定懇 話会設置(2月)
2008 年 (H20)		男女共同参画推進本部 決定「女性の参画加速 プログラム」 「次世代育成支援対策 推進法」改正		東御市男女共同参画推 進に関する条例策定懇 話会 条例素案報告(8 月)
2009 年 (H21)		「子ども・若者育成支援 推進法」制定 「育児・介護休業法」改 正		「東御市男女共同参画推 進条例」制定(12月)
2010 年 (H22)	第 54 回国連婦人の地 位委員会、通称「北京 +15」記念会合を開催 (ニューヨーク)	「第3次男女共同参画 基本計画」閣議決定		男女共生係を青少年男 女共生係に改編 東御市男女共同参画審 議会設置(4月)
2011 年 (H23)			「第3次長野県男女共 同参画計画」策定	
2012 年 (H24)	第 56 回国連婦人の地 位委員会「自然災害に おけるジェンダー平等と 女性のエンパワーメン ト」決議採択	「女性の活躍促進によ る経済活性化」行動計 画」策定		
2013 年 (H25)		「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 等に関する法律」改正 (平成 26 年1月施行) 「日本再興戦略」(平成 25 年6月 14 日閣議決 定)の中核に「女性の活 躍推進」が位置づけら れる		教育委員会事務局生涯 学習課青少年男女共生 係を市民生活部人権同 和政策課男女共同参画 係に改編 東御市男女共同参画推 進委員会設置(4月)

	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	東御市の動き
2014 年 (H26)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年6月 24 日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる		
2015 年 (H27)	第 59 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」記念会合を開催(ニューヨーク) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択	「女性活躍のための重点方針 2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2016 年 (H28)			「第4次長野県男女共同参画計画」策定	「女性職員の活躍の推進に関する東御市特定事業主行動計画」策定(4 月)

東御市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日 (敬称略 五十音順)

氏 名	所 属	備 考
荻原 輝久	男女共同参画推進会議	
高橋 史尚	東御市商工会	
重田 行子	女性団体連絡協議会	会長
土屋 鈴子	男女共同参画推進委員会	
塩崎 和男	東御市社会福祉協議会	
後藤 誠	東御市工業振興会	
白倉 征恵	東御市民生児童委員協議会	
田中 秀幸	男女共同参画推進委員会委員	副会長
長棟 かおる	農村女性ネットワークとうみ	
松木 智子	校長会	
関 幸枝	男女共同参画推進会議	
山丸 洋子	人権擁護委員	

東御市男女共同参画推進基本計画（後期計画）

一人ひとりが輝いて暮らせるまちをめざして

発 行 東 御 市 2017 年 3 月

人権同和政策課 男女共同参画係

〒389-0592 東御市県288-3

TEL 0268-64-5902 FAX 0268-64-5011